介護保険料の納め方

納め方は受給している年金※の額により普通徴収と特別徴収に分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。※受給している年金とは、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます。

普通徴収

年金が年額18万円未満の方 ➡【納付書】や【口座振替】で各自納めます

- 保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 町から納付書が送付されますので、コンビニエンスストアまたは取り扱い金融機関等で納めてください。

納め忘れがないように**口座振替**を利用しましょう。

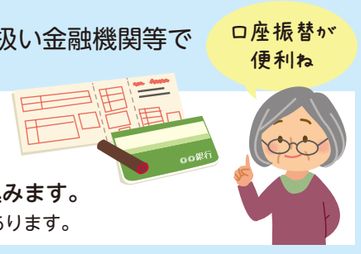

手続き
❶介護保険料の**納付書、通帳、印かん（通帳届出印）**を用意します。
❷介護福祉課窓口で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。

特別徴収

年金が年額18万円以上の方 ➡ 年金から【天引き】になります

- 保険料の年額が、年金の支払い月に年６回に分けて天引きになります。
- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月後から保険料が天引きになります。

特別徴収は、**仮徴収**と**本徴収**によって納めていただきます。

仮徴収：4月 6月 8月 ➡ 本徴収：10月 12月 2月

仮徴収	介護保険料は、前年の所得等をもとに決まるので、保険料が確定するのは、6月以降となります。そのため、4月、6月、8月は、仮に算定された保険料での徴収となります。
本徴収	確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を10月、12月、2月の3回に分けて徴収します。

こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で保険料が増額になった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった

など

介護保険料を滞納すると？

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納期限までに必ず納めましょう。

納期限を過ぎると
督促が行われます。**督促手数料や延滞金が徴収**される場合があります。

↓

1年以上滞納すると
利用したサービス費用はいったん**全額を自己負担**します。
申請によりあとから保険給付費（本来の自己負担を除く費用）が支払われます。

↓

1年6カ月以上滞納すると
引き続き、利用したサービス費用はいったん**全額自己負担**となり、申請しても保険給付費の**一部または全額が一時的に差し止め**られます。
滞納が続く場合は、**差し止められた額から介護保険料が差し引かれる**場合があります。

↓

2年以上滞納すると
上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が**3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなったり**します。

納付が難しい場合は
災害などの特別な事情で保険料を納めることが難しくなった場合は、境町役場介護福祉課にご相談ください。保険料の減免や猶予が受けられる場合があります。

VEGETABLE OIL INK このパンフレットは環境に配慮し、植物油インキを使用しています。

無断転載・複製禁止 ©（株）現代けんこう出版

65歳以上のみなさまへ

令和3～5年度版

わたしのまちの介護保険料

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこうというしくみです。

介護保険の財源

介護保険制度は、40歳以上の方に納めていただく保険料と公費（税金）を財源に運営しています。

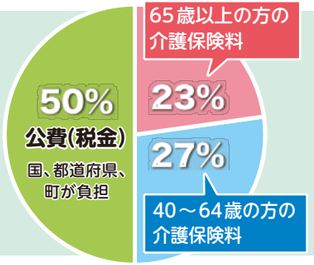

一人ひとりの保険料は介護保険の大切な財源です。みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

境町　介護福祉課
TEL.0280-81-1323